

市民農園利用料の見直しについて

1 市民農園とは

市民農園は、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（平成元年法律第 58 号）に基づき、市が借り受けた農地において、「市民が自らの手で野菜を栽培することをおして生産の喜びを知り、農業に対する理解を深めること」を目的として設置している。

2 現況

(1) 設置状況

区 分	面 積	区画数	1 区画面積	利用期間	利用料改定年
新町市民農園	1,752 m ²	93	12 m ²	平成 30 年 4 月 ～平成 32 年 2 月	平成 30 年
北町市民農園	1,178 m ²	33	15 m ²		
富士町市民農園	2,269 m ²	130	12 m ²		
西原市民農園	1,076 m ²	53	12 m ²	平成 29 年 4 月 ～平成 31 年 2 月	平成 31 年
中町市民農園	1,214 m ²	54	12 m ²		
計	7,489 m ²	363	—	—	—

(2) 利用料改定経過

年度	年間負担金	利用料負担根拠
平成 17 年度まで	500 円	水道使用料相当額
平成 18 年度～	1,500 円	水道料金、管理費等の実費相当額
平成 27 年度～	2,250 円	〃
平成 29 年度～	3,500 円	〃

3 これまでの利用料の改定について

(1) 農業振興推進委員会意見（平成 26 年度）

- ① 市民農園に関する歳出に比較し歳入の割合が低いこと、他市と比較しても当市の利用者負担金が安いことから、利用料の値上げが適当である。
- ② 経費の 70～100%を利用者に負担してもらうのが適当である。
値上げ額は、市の手数料等を値上げする基準（値上げ幅の上限を 50%とする）を使用する。
- ③ 利用者に対し農地管理を徹底し、実践してもらうことも重要である。
- ④ 費用のかからない取り組み、農園利用者による品評会の実施や「肥培管理マニュアル」の作成を検討する。

(2) 経費と収入について

	平成 27、28 年度	平成 29、30 年度
一区画当り歳出額	4,691 円	4,316 円
一区画当り歳入額	2,250 円	3,500 円
負担割合	47.96%	81.10%

4 使用料・手数料等の適正化に関する基本方針

(1) 適正価格決定の統一的な考え方

① 原価計算	
ア 人件費	例：30,000 分（500 時間）× 63.37 円＝約 190 万円 <u>（1 区画あたり約 5,000 円）</u>
イ 物件費	3（2）のとおり
ウ 支払い利息	なし
エ 減価償却費	なし
② 受益者負担の割合の決定	
I 基礎的で非市場的なサービス	公費負担 70 から 100%
II 選択的で非市場的なサービス	公費負担 30 から 70%
<u>III 選択的で市場的なサービス</u>	<u>公費負担 0 から 30%</u>
IV 基礎的で市場的なサービス	公費負担 30 から 70%
③ 近隣地方自治体や類似施設の状況等、諸々の条件を考慮して額の決定	
24 市平均額 9,280 円（1 市は無料）	

5 市民農園の新しい展開について

「市民農園の負担金について見直しを行うとともに、新たな付加価値の創造を検討します。」

(1) これまでの取組…「肥培管理マニュアル」作成（平成 28 年 3 月）

(2) 平成 30 年度の取組…

市民農園にボックスを設置し、「エプロン」（全農）による農作物の栽培方法の紹介や、市イベント情報の提供を行う。また、引き続き管理委託事業者（シルバー人材センター）と連携し、良好な農園管理の維持に努める。